

第3回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 令和元年11月20日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、川上委員、神田委員
- 4 欠席委員 田中委員、山本委員
- 5 出席職員
 - ・スポーツ振興課 寺門スポーツ振興課長、染谷課長補佐、斉藤主事
 - ・高齢者支援課 石井高齢者支援課長、中川係長
 - ・障害者支援課 宮澤障害者支援課長補佐、岩本課長補佐、時田係長、白井係長
 - ・子ども家庭課 熊井子ども家庭部次長兼子ども家庭課長、秋谷室長、倉本主任主査
 - ・保育課 村山保育課長、根本課長補佐、中村係長、小林主事
- 6 事務局 福吉財政調整課長補佐、加茂副主査、齋藤事務員、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 あり
- 8 議 題
 - (1) 対象補助金のヒアリング(2日目)
 - ① 県民体育大会出場選手派遣事業補助金(スポーツ振興課)
 - ② 高齢者住宅改造費助成金(高齢者支援課)
 - ③ 障害者支援施設等通所交通費助成金(障害者支援課)
 - ④ 障害者福祉サービス等利用助成金(障害者支援課)
 - ⑤ 就労支援施設利用者負担助成金(障害者支援課)
 - ⑥ 私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助金)(子ども家庭課)
 - ⑦ 認可外保育施設等保育料助成金(保育課)【9月補正含む】
 - (2) その他
- 9 配布資料
 - ・事業概要等説明資料(商店街空き店舗有効活用事業等補助金)

- ・補助金等適正化実行プランの差し替え（商店街空き店舗有効活用事業補助金）

開 議 9時30分

（山口会長）

ただいまから、第3回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席5名、欠席委員2名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日も、引き続き、担当課とのヒアリングを行います。

本日は、お手元の次第にありますとおり7件の補助金についてヒアリングを行う予定となっております。時間に限りがございますので進行のご協力よろしく願います。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

（事務局）

配付資料につきましては、本日の日程表と前回ご指摘がありました「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」の実行プランの算出基準を訂正したものと具体的な店名、住所、補助期間をまとめた一覧表を配付しております。また、1件目の「県民体育大会出場選手派遣事業補助金」資料を配付させていただきます。

私からは以上です。

（山口会長）

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【スポーツ振興課 入室】

（山口会長）

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、スポーツ振興課の「県民体育大会出場選手派遣事業補助金」について説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

（寺門スポーツ振興課長）

まず、県民体育大会出場選手派遣事業補助金の概要をご説明します。千葉県、千葉県教育委員会、そして公益財団法人千葉県スポーツ協会等が主催する、令和2年度第70回千葉県体育大会に流山市代表選手として、夏季、秋季、冬季大会競技に、流山

市スポーツ協会で選手を選抜して派遣します。

そこで、その費用のうち、大会参加費と大会会場への交通費、保険料そして宿泊費を補助するものです。

次に、増額した理由についてご説明します。

主に3点の理由があります。

1点目は、人口増に伴う参加者の増加と新たな種目の参加です。平成30年度の参加者は283名でしたが、今年度は391名と増加し、また、競技種目数は従来18競技のところ、新たに「なぎなた」と「軟式野球」の2競技が増え、合計20競技となりました。

2点目は、大会会場の遠方化です。例えば、男女バドミントンは、富津市の体育館で、男子バレーボールは県立茂原高校などで開催され、昔に比べ、6種目が遠方化となっています。

3点目は、大会参加費の一部値上げです。主催者側は、平成30年度から参加費上限の値上げについて検討し、令和2年度から原則として、個人の上限額は500円から800円に、団体の上限額は5,000円から1万円に値上がりします。

そこで、一部種目において上限額が上がることにより、陸上競技、バレーボール、ソフトボール、柔道、バドミントン、スキーの6種目で、最大5万円の参加費が増額となってしまいます。

最後になりますが、お手元に配付しています県民体育大会出場に係る市負担金・補助金等調査シートをご覧ください。

今年度の近隣市の補助金等予算額と出場選手数は、松戸市は439万8,991円で795名、柏市は330万円で331名、野田市は283万3,000円で282名、鎌ヶ谷市は148万7,000円で301名、これらの市の補助金割合は10割となっております。一方、流山市は135万円で391名に対し補助金割合は8割となっております。

補助金等予算額を出場選手数で割り、1人当たり予算額を積算してみると、松戸市は5,533円、柏市は9,969円、野田市は1万46円、鎌ヶ谷市は4,940円、流山市は3,452円で流山市が一番低額となっています。令和元年度は、出場する20競技の補助対象経費を積算したところ、予算を大幅に超える見込みであることから、補助対象経費を2割カットし、8割として補助金を支出しました。

令和2年度は、是非、近隣市並みに補助金を交付したいので、45万円増額し、180万円の予算額にしたいため、ご審議の程、よろしく願いいたします。

次に、答申を受けての予算への反映と、補助金の公益性や必要性などについてご説明します。

県民体育大会は千葉県最大の総合スポーツ大会であり、スポーツの普及・振興に大いに貢献しており、本市の代表として大会に向け鍛錬してきた選手の努力に報いるためにも、大会参加費、交通費や宿泊費の補助をすることは必要と考えています。

また、本市を代表し、本市の名誉のために競い合う選手であることから、県民体育

大会出場選手派遣を助成し、大会の目的・活動に対して引き続き支援していきたいと思えます。

私からは以上です。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(神田委員)

実行プランに記入されている補助金の推移の決算額について、昨年提出された実行プランの平成29年度の決算額と今回提出された実行プランの平成29年度の決算額が異なっている要因について教えてください。

(斉藤スポーツ振興課主事)

平成29年度の決算額及び平成30年度の決算額について誤りがありましたので訂正します。

(山口会長)

誤りがあった箇所について、修正し差替えをお願いします。

平成30年度から令和元年度に大きく参加人数が増えたとのことですが、令和2年度についてはどれくらいの人数を見込んでおりますか。

(斉藤スポーツ振興課主事)

令和2年度も令和元年度と同程度の参加者数になると見込んでいます。

(山口会長)

令和元年度は8割の補助負担になる話でしたが、残りの2割についてはどこが負担する形になりますか。

(斉藤スポーツ振興課主事)

選手に2割分は自費で行ってもらいます。他市とは違う現状になっております。

(山口会長)

過去に補助金で10割補助できないようなケースはありましたか。

(斉藤スポーツ振興課主事)

今までは選手数及び団体数が令和元年度ほど多くなかったことと、会場の位置が千葉市等近隣をメインとなっていたことから、交通費等がそれほどかかっておらず、10割補助で行えておりました。

(寺門スポーツ振興課長)

なぎなたと軟式野球の2種目が増え、計20種目に増加したことも、今回10割補助ができなかった要因になります。

(山口会長)

スポーツ協会からの支援は無いのですか。

(斉藤スポーツ振興課主事)

スポーツ協会からの支援は、県民体育大会についてはありません。

(西村委員)

令和2年度以降についての必要な補助金額の見通しをどのように考えていますか。
(寺門スポーツ振興課長)

参加人数については今年度増加した人数程度に推移していくと考えることから、今回増額申請しました180万円程度で推移していくと考えます。

(西村委員)

180万円あれば全額補助が可能になるのですか。

(斉藤スポーツ振興課主事)

令和元年度の参加人数で10割補助を行おうとすると172万円になります。そこに令和2年度から増額される参加費を考慮した結果、180万円で全額補助が可能であると考えます。

(西村委員)

資料だけでは読み切れないことがあるのでわかりやすい資料をお願いします。

(寺門スポーツ振興課長)

わかりました。

(神田委員)

団体競技の場合、監督やコーチの費用も出るのですか。

(斉藤スポーツ振興課主事)

引率者1名までは補助金の対象となります。

(川上委員)

令和元年度の補助金8割負担の者については、他年度と違い2割は自己負担とのことですが、何らかの補助等は考えないのですか。

(寺門スポーツ振興課長)

予算の範囲内の補助が原則であるため追加の補助等は考えておらず、今年度は8割補助となる旨については、参加者に説明し納得してもらっております。

(山口会長)

他になれば、以上で「県民体育大会出場選手派遣事業補助金」のヒアリングを終了します。

【スポーツ振興課 退室】

【高齢者支援課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、高齢者支援課の「高齢者住宅改造費助成金」について説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

(石井高齢者支援課長)

高齢者支援課の石井です。

それでは、高齢者住宅改造費助成金の説明をさせていただきます。

助成金の概要については、高齢者住宅改造費助成金は高齢者が住みなれた自宅で安心して日常生活を営むために住宅の一部を改造する必要がある場合にその改造費の一部を助成し、高齢者の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与することで高齢者の福祉の増進を図るものです。

当該助成金は介護保険法に定める住宅改修を補完するものであり、介護給付費は本事業支給に優先されることから、住宅改修費の介護給付費分を除き、助成対象者からの申請に基づき費用の2分の1を助成するもので、上限額は30万円です。

続いて今回増額した理由ですが、当該助成金の助成額が年々増えていることから、令和2年度予算を増額要求しました。今年度の当初予算は583万円ですが、平成30年度決算額が629万1,000円であったことから、令和2年度予算として同水準の630万円を要求しました。

当該助成金の申請は正確には予想できず、決算額も例年大きく変動しているところですが、高齢者の増加と要介護・要支援認定者が今後も間違いなく増加していくことから増額したところでは。

答申を受けての予算への反映については、平成29年9月28日付けの補助金審議会の答申では、A評価で「妥当である」となっています。先ほども申し上げたとおり、当該助成金の申請を正確に予想することは困難ですが、必要最小限と推測される金額として、平成30年度決算額を基準に計上しました。

最後に補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性について、それぞれ説明します。

公益性については、高齢者の医療費・介護費の上昇は重要な社会問題の1つですが、医療・介護の保険給付には市も負担金等、多額の支出を強いられております。高齢社会白書によると、65歳以上の要介護状態に至る主な原因の約1割が「骨折・転倒」であるとされていますが、当該住宅改造費の助成申請の多くが手すりの設置や段差解消等の高齢者の自宅での怪我を防止するために行うものです。

高齢者の住宅改造を支援し自宅での怪我を防止することで、医療費・介護費の削減を図ることは、申請者のみならず市の財政にも寄与することから公益性を満たす事業であると考えます。

公平性については、当該助成の対象者は要介護・要支援認定者となっております。75歳以上の高齢者の約3割が要介護・要支援認定者であることから、誰もが要介護要支援の認定を受ける可能性があり公平な事業であると考えています。

必要性及び効果については、高齢者の住宅改造を支援することは、先ほど申し上げた医療費・介護費の削減に留まらず、高齢者が住みなれた自宅で安心して住める住環境づくりを支援することで、高齢者に自宅での生活を継続するという選択肢を提供しています。また、要介護状態への転落を防ぐことで、高齢者が長く元気に生きがいを

もった生活を続けることが可能となるため、必要性和効果は高いと考えています。

適切性については、当該事業は介護保険法に定める住宅改修を補完するもので、介護保険で賄いきれない助成対象工事の費用の半分を助成するものです。半分は自己負担となることから、不要な工事が申請される可能性は低く適切な金額設定であると考えています。

以上が高齢者住宅改造費助成金についての説明となります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(川上委員)

対象者について確認させてください。

(石井高齢者支援課長)

要介護認定を受けている方、障害者の方が対象になります。また、所得に応じて自己負担割合が変わります。

(川上委員)

実行プランでは、対象者が明確に記入されていないため分かりにくいと思います。

(山口会長)

対象者を明確にした形で実行プランの修正をお願いします。

(石井高齢者支援課長)

修正したものを提出します。

(西村委員)

令和元年度の決算見込み額を教えてください。

(石井高齢者支援課長)

令和元年度については、11月現在で283万円程度です。決算見込み額は予算額と同額の583万円程度を見込んでおります。

(西村委員)

今回は、平成30年度の決算額を基に算出しているということですね。

補助金の対象事業で多いのは手すり設置ですか。

(石井高齢者支援課長)

そうです。

(西村委員)

家の中でつまずいてしまうというケースが多いのですか。

(石井高齢者支援課長)

室内での転倒防止、玄関での上がり下がり、トイレ、風呂場の手すり設置が多いです。

(西村委員)

車いすを家の中で使えるようにする工事も対象ですか。

(石井高齢者支援課長)

この補助金は介護保険と合わせて使えるので対象です。ただ工事金額は大きくなるので補助金としての役割は一部になります。

(山口会長)

平成30年度から令和元年度については補助金予算額が減額になっていますがなぜですか。

(石井高齢者支援課長)

令和元年度については平成29年度決算額を基に算出したためです。

(山口会長)

補助件数とは、物件数を表しているのですか、それとも申請数を表しているのですか。

(石井高齢者支援課長)

申請の件数です。1物件に対して補助金額の上限が30万円のため、その上限まで複数工事を行うケースもあります。その場合、申請数も複数回になります。

(西村委員)

補助対象工事等については、今後も増える傾向にありますか。

(石井高齢者支援課長)

過去の実績から想定すると増える傾向にありますが、明確な金額は難しいです。

介護給付が優先して支払われるため、介護保険から20万円支給された後の分を対象として補助します。

(神田委員)

改修は一度に工事を全て終えるイメージですが、複数回に分けて工事をする方もいらっしゃるのですか。

(中川高齢者支援課係長)

設置した後に気になるところがあるから追加するというケースもあります。中には、年度をまたぐケースもあります。

(神田委員)

分かりました。

実行プランの算出基準の年度が重複しておりますが、これは間違いですか。

(石井高齢者支援課長)

間違いです。訂正します。

(西村委員)

この補助金を利用するときは、先に介護給付を使用する必要があるのですか

(石井高齢者支援課長)

介護給付を先行して使っていただいて、その差額分を補助金の対象としています。

そのため、介護支援課と協力して取り組んでおります。事前に申請を受け見積りを取得してもらった後介護支援課で支援を行い、その後に本補助金を活用していきます。

(山口会長)

ありがとうございました。ただ、実行プランの積算基準について少し工夫されるよう検討をお願いいたします

他になれば、以上で「高齢者住宅改造費助成金」のヒアリングを終了します。

【高齢者支援課 退室】

【障害者支援課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、障害者支援課では3件の補助金がありますが、最初に「障害者支援施設等通所交通費助成金」についてヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

(宮澤障害者支援課長補佐)

障害者支援課 課長補佐の宮澤です。

私から、「障害者支援施設等通所交通費助成金」、「障害者福祉サービス等利用助成金」、「就労支援施設利用者負担助成金」について順を追って説明いたします。

まず、「障害者支援施設等通所交通費助成金」についてですが、この助成金は就労支援施設、就労継続支援施設及び、福祉作業所等に通所する障害者に対し、通所に係る交通費を助成することにより、障害者の社会参加と就労意欲の向上を図ることを目的としたものです。

就労支援施設等の工賃は依然として少額であり、工賃から通所のための交通費を支払うと、工賃がほとんど手元に残らないのが実情です。このため、通所交通費を助成することにより、障害者の就労意欲、自立意欲を向上させ、生活の安定を図るものとなっています。

この助成額につきましては、障害者やその団体からの要望により、平成28年度に月額上限を5,000円から1万円に引き上げたものです。

増額となった理由につきましては、お手元の資料のとおり、対象者の増加によるものです。

平成29年度の審議会におきまして、本助成金は障害者の社会参加及び生活の安定に一定の寄与をしているものとして、A評価をいただいております、継続して事業を行っているところです。

本助成金の公益性につきましては、障害者が通所に必要な実費交通費の2分の1、上限月額1万円を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、自立の促進を図るものです。

公平性につきましては、対象者は主に障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた障害者であり、交通費を助成することは公平性が保たれていると考えます。

必要性、効果については、交通費等の経済的な負担を理由に、就労支援施設への通所が妨げられ、障害者の社会参加や自立の助長が阻害されることの無いように助成は必要と考えます。また、助成することにより障害者及び介護者の負担軽減となり、就労意欲の向上が図れるという効果があるものと考えます。

適切性については、規則に基づき実施されていることから、事業の適切性も保たれていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(川上委員)

実行プランの補助金推移の令和元年度の決算見込みについて、予算額を超える決算見込み額となっておりますがなぜですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

サービス利用者が増加しており費用の増加が見込まれることから、補正予算を検討しているためです。

(川上委員)

どのタイミングで補正を行う予定ですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

3月補正でのタイミングを考えております。

(川上委員)

他の課では一人当たりの補助割合を減らして対応するという方法もとっていますが、同様の検討はありますか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

障害者支援課としては、対象者に満額支給を行っておりまして減額は検討しておらず補正予算での対応としたいと考えております。

(西村委員)

平成28年度に助成金の上限を月額5,000円から1万円に増額したことが今回増額の理由ですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

違います。今回増額申請した理由は、対象者の増加及び交通費の消費税増加による支払金額が増加するためです。

(西村委員)

1万円の限度額まで使用している方は何名いらっしゃいますか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

対象者204名中12名です。7割程度の利用者の補助額は5,000円以内で収まっています。

(山口会長)

補助金増額申請の理由ですが、令和元年度に対象者が増えたことと、消費税増税による交通費の増加ということですね。

(宮澤障害者支援課長補佐)

そのとおりです。

(山口会長)

根拠になる人数や一人当たりの金額等が記されれば、より分かりやすくなると思います。積算根拠となる資料をお願いしてよろしいですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

分かりました。

(神田委員)

補助件数というのは何の数字ですか。先ほど説明のあった204名と大きく異なっているのですが。

(宮澤障害者支援課長補佐)

実人数になります。先ほどの204名は上半期までの人数であり、補助件数は年間の想定人数になります。

(神田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(山口会長)

他になければ、以上で「障害者支援施設等通所交通費助成金」のヒアリングを終ります。

次に、「障害者福祉サービス等利用助成金」について説明をお願いします。

(宮澤障害者支援課長補佐)

それでは、「障害者福祉サービス等利用助成金」についてご説明いたします。

この助成金は、障害者総合支援法に規定する障害者福祉サービス、補装具費の支給及び児童福祉法に規定する障害児通所支援、地域生活支援事業に規定するサービスを複合的に利用した場合、その利用者負担が高額となるため、規則で定める総合月額上限を超えて負担した分の費用について、助成するものです。

増額となった理由につきましては、対象者の増加によるものです。平成28年度の審議会におきまして、本助成金は障害者福祉サービス等を利用したときにかかる自己負担の一部を助成することで、利用者の負担軽減を図るものとして、A評価をいただいております。継続して事業を行っているところです。

本助成金の公益性につきましては、障害を抱えている方は複数のサービスを利用することで、福祉の増進が図られますが、その分、経済的負担が大きくなり、助成がないと真に必要な支援、福祉サービスの利用の妨げになることから、公益性はあるものと考えます。

公平性・必要性につきましては、その世帯ごとに収入に応じた負担上限額が定められており、本助成金はその超過分を助成するものであり、障害者世帯の生活を支えることから、公平かつ必要であると考えます。

効果につきましては、障害者世帯の経済的な負担の軽減と社会参加が図られることが考えられます。

適切性については、規則に基づき実施されていることから、事業の適切性も保たれていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

補助金の内容が複雑ですが、利用される方はいくつくらい平行してサービスを利用されるのですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

助成対象者で一番多いパターンは障害児がいる世帯です。障害児通所支援に関わるサービスと他のサービスを利用した際に本補助金の対象になるパターンが多いです。

(山口会長)

どういったサービスを利用されるのですか

(宮澤障害者支援課長補佐)

放課後等デイサービスという学校が終わった後に預かってもらえるサービスや未就学児に対する障害者発達支援といったサービスと地域生活支援事業、日中一時支援事業を使う日常生活予防給付のサービスを利用している場合に本補助金の対象となるパターンが多いです。

(山口会長)

利用者の方も自分が対象か分からなくなりそうで大変ですね。対象者からの申請で受付する形ですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

申請をして受付する形ですが、申請の段階で対象となる方については計算をして費用についてはいくらなので申請をしてくださいと通知を差し上げております。利用実績については事業所から請求のデータがあがり、こちらで精査をして計算しています。そのために計算には相当時間を要しています。

(山口会長)

この補助金については上限がありますか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

上限はありません。一番高い利用者は年額で約4万円です。

(西村委員)

利用者からあらかじめ利用計画書をもらうのですか。

(白井障害者支援課給付係長)

はい。施設の申し込みは利用者にしていただくのですが、その前に市で支給決定を行うのでその段階で計画を確認します。サービス利用計画に基づき適切ならば受給者証を発行します。

(西村委員)

受給者がいくら利用しているかというのを把握しているのですか。

(白井障害者支援課給付係長)

電子請求や紙請求でデータを蓄積しており、発生した自己負担等を把握できるので突合していきます。支給決定者は1, 200人超いますのでその中から対象になるかを毎月チェックしています。

補助金の算出基準が難しいため、算出基準については根拠を出すのが難しいです。

(副会長)

利用者の増加というのは、人口の増加が要因ですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

流山市特有の現象として18歳未満の人口が増えており、それに伴い障害児の人数が増えていることも要因です。

(山口会長)

他になければ、以上で「障害者福祉サービス等利用助成金」のヒアリングを終了します。

次に、「就労支援施設利用者負担助成金」について説明をお願いします。

(宮澤障害者支援課長補佐)

それでは、「就労支援施設利用者負担助成金」についてご説明いたします。

本助成金は、障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型施設を就労支援施設として定め、就労支援施設を利用することにより発生した1割の自己負担額について、経済的負担の軽減及び就労意欲の維持向上を目的に、助成するものです。

増額となった理由につきましては、お手元の資料のとおり、対象者の増加によるものです。

平成30年度の審議会におきまして、本助成金は就労支援施設利用に伴う負担軽減を図るとともに、障害者の就労意欲の減退を防止し、障害者の自立の促進に寄与するものとして、A評価をいただいております、継続して事業を行っているところです。

本助成金の公益性につきましては、障害者が就労支援施設を利用したときの自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、自立の促進を図るものです。

公平性につきましては、対象者は市から障害者総合支援法に基づく就労移行支援及び就労継続支援の支給決定を受けた者に対しての助成であることから、公平であると考えます。

必要性・効果につきましては、就労を目指し就労支援施設で働く障害者の工賃水準は依然として低く、施設を利用した際の自己負担分を助成することが、障害者の就労意欲の向上、自立を図ることにつながるものと考えます。

適切性については、規則に基づき実施されていることから、事業の適切性も保たれていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

昨年に、この補助金を活用することにより、雇用の拡充に繋がるよう要望を出して
おりましたが、成果は上がっておりますか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

この事業限定での集計になりますが、平成30年度中に5名、今年度は現時点で5
名が障害者雇用として雇用に結びついています。

(山口会長)

雇用者は増えてきているのですね。

(西村委員)

流山市内の企業で採用されているのですか。

(宮澤障害者支援課長補佐)

市内ではありません。柏市や松戸市の企業からの採用が多いです。

(山口会長)

いずれにしても、障害者の方の雇用に結びついていることは非常に喜ばしいことだ
と思います。

実行プランの算出基準について、令和2年度当初予算額を算出するために使われて
いる①、②、③が令和元年度決算見込額の算出根拠にも使われていますが、これは間
違いですか。また、今年度の補助対象人数と単価について算出根拠を教えてください。

(宮澤障害者支援課長補佐)

令和元年度決算見込額に①、②、③は使用しません。修正し差替えします。

また、算出根拠の人数については、令和元年度を基準にしており、1期目から2期
目にかけての増加人数が4名であり同様に増加していくと仮定し算出しております。
単価についても過去実績から算出しております。

(山口会長)

以上で障害者支援課の増額要求3件の説明がありました。いずれも算出基準の記
入方法に工夫が必要と思われるので検討していただければと思います。他になけれ
ば、以上で「就労支援施設利用者負担助成金」のヒアリングを終了します。

【障害者支援課 退室】

【子ども家庭課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、子ども家庭課の「私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助金）」
についてヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議
会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必

要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

(熊井子ども家庭課長)

賃貸補助を行っている背景について説明します。流山市のまちづくりの基本方針として「子育てにやさしいまちづくり」を目指しております。現状として子育て世代の居住を促した結果、平成23年度以降子育て世帯数が高齢者世帯数を上回っております。また、女性の就業率の上昇や、合計特殊出生率の上昇を受け保育需要が増加しているといった背景があります。

そのため保育所整備を推進していますが、待機児童は未だ解消に至っていない状況です。平成31年4月1日現在の待機児童数は42名です。

一方、市の現状として地価上昇により、戸建施設を整備する土地の確保が困難となりつつあります。そのため、賃貸方式の保育所整備が必要となりますが、人口増が見込まれる地区（おおたかの森、南流山・木地区）については、建物賃借料が上昇しています。賃借料の上昇により、行政による賃借料の補助を実施しなければ、安定して保育園を運営する法人を確保できないという現状です。

補助金の概要について、賃貸物件の内装改修を行う場合、平成28年度までは千葉県安心子ども基金に建物賃借料に係る補助金が存在していましたが、平成28年度をもって、千葉県安心子ども基金による建物賃借料に係る補助金が終了しました。

流山市としては、保育所を運営する社会福祉法人等の経営安定のため、安心子ども基金の補助がなくなった後も、法人が支払う賃借料の一部を負担するために、保育所の認可定員数により賃貸借に係る補助基準額を算定し、補助率を乗じた金額を市単独補助金として支出しております。

なお、平成29年度以降は、運営費における補助金である「賃借料加算額（保育課・運営費補助）」が適用される保育園（本園及び建物面積の2分の1以上が保育面積である分園）については、市単独補助金から賃借料加算額を差引いた金額を支出している状況です。

今回、補助金の増額申請をする理由は、おおたかの森地区及び南流山地区において待機児童解消のための賃貸方式による保育所整備数が増加することに伴い、補助金額が前年度から2,378万7,000円増加したことによるものです。対象件数推移についても、平成29年度は8件、平成30年度は13件で、令和元年度は13件、令和2年度は19件を予定しており増加しております。

答申を受けての予算反映については、地価の上昇により土地を確保して整備を行うことが困難である現状から、賃貸方式による保育所整備が増加しています。本市の待機児童解消のため、引き続き保育所の整備を促進する必要があり、前年度より増額をした予算計上を行ったところです。

補助金等審議会の判断基準について、公益性については、まちづくりの基本方針である「子育てにやさしいまちづくり」に合致しています。

公平性については、保育所の利用は就学前の子を持つ特定の市民であるが、市外から子育て中の共働き世代に照準を合わせて、定住人口の拡大を図り、財政基盤の安定化を目指します。

必要性について、流山市では子育て世代を中心に人口が増加しており、区画整理事業の進行によりおおたかの森及び南流山地区の人口が占める割合が高くなっています。また、内閣府男女共同参画局が公表する女性の就業率（25歳～44歳）においては、平成30年度時点において76.5%となっており、毎年増加傾向となっています。加えて、令和元年度における保育所等入所児童数は、人口増等と相まって、5年前と比較して50%増となっています。その結果、今年度は42人の待機児童が発生しています。人口増加及び女性の就業率の上昇に伴う保育需要の増加、そして、10月よりスタートした保育無償化による影響を鑑みれば、今後も保育所等の必要性が高まることが予見され、新たな保育所等整備の拡充が喫緊の課題となっています。

課題解決を図る上で、民間保育事業者による保育所等整備を進めているところですが、近年、市内主要駅周辺を中心とした建物賃料の上昇が影響し、候補場所において、所有者による商業用途や住宅用途、事業用途との比較検討により競り負けてしまう状況が多く発生しています。

当該補助金については、保育所等整備の推進を主眼としており、整備を通じた子育て家庭を取り巻くサポート環境の充実に必要不可欠です。

効果については、子育て施策の重点化を図り、住民誘致を進めて人口の拡大を図りながら、保育所を運営する法人などの経営の安定に寄与することで、継続した安心安全な保育が確保できます。

適切性については、私立保育所等に対して、毎年監査を行い、適切な運営が行われていることを確認しています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(中村副会長)

待機児童について、直近の待機児童数は把握しておりますか。

(熊井子ども家庭課長)

公表しているのは4月1日の数字になります。待機児童数については、保育課で集計を取っており10月についても集計を取っておりますが、こちらでは把握できておりません。

(中村副会長)

分かりました。ありがとうございます。

(山口会長)

平成28年4月以前に開園した園と平成28年4月以降に開園した園では大きく法人負担分が変わったのですね。

(熊井子ども家庭課長)

そのとおりです。もちろん、平成28年以降に開園した園については、補助金の制度が変わり補助金額が大きく変更になったことを説明し理解を得ております。

(山口会長)

平成28年4月以前と以降ではどうしても不公平感が出てしまうのですね。

(神田委員)

保育所の候補場所について、商業用途や住宅用途等に競り負けてしまうということですが、要因としては、金額で競り負けるのかそれとも近隣からの反対意見があつて難しいということはあるのですか。

(熊井子ども家庭課長)

貸主側としては、より高い金額で賃貸していきたいという考えであり、金額が他の用途に競り負ける主な要因であると考えます。

(西村委員)

実行プランの算出基準について算出方法を教えてください。

(熊井子ども家庭課長)

来年度想定される各保育園の園児数を算出し、その園児数を基に補助金額を算出しております。

(西村委員)

補助金の対象園数は今後も増加していきますか。

(熊井子ども家庭課長)

増加していくと考えます。流山市は子どもの人口は多いため現在保育園の需要に対し不足している状況だからです。また、人口が急激に減少することも考えにくいと思います。

(山口会長)

他になければ、以上で「私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助金）」のヒアリングを終了します。

【子ども家庭課 退室】

【保育課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、保育課の「認可外保育施設等保育料助成金」についてヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

(村山保育課長)

認可外保育施設等保育料助成金の概要としましては、認可保育所に入所の申し込みをし、入所保留となっている児童が、やむなく認可外保育施設等を利用した場合、利用料の一部を助成するために保護者に対し、正規の保育料の差額の2分の1を月最大5万円の範囲で助成するものであり、前期と後期の年2回支給となります。

目的として高額な認可外保育施設の利用料の一部を助成することで、保護者の経済的な負担軽減を図ることです。

効果として保育が必要でも、認可外保育施設の利用料によっては利用をあきらめなくてはならないところを、当該助成金を利用することにより児童を預けることができ、保護者の就労機会を作り出します。

令和元年度の決算見込額は757万3,000円で当初予算500万円から9月補正で257万3,000円を追加しております。

9月補正での増額理由は、当初の見込みよりも助成対象者が多く、予算に不足が見込まれるためです。令和元年度の前期は助成対象者数24名で1人当たり支給額11万4,742円でした。後期の助成対象者は42名で前期の支給額から算出すると当初予算額である500万円から257万3,000円超過するため9月補正を行いました。

令和2年度の増額理由については、令和元年度よりも助成対象者が増加する見込からです。算出根拠としては、令和元年度1人当たり支給額11万4,742円(半期)に平成31年4月1日現在の待機児童数42名を掛けてそれを前期後期分計算すると今回要望申請している963万9,000円となります。

過去の審議会からの答申内容として、平成29年12月27日付での答申での総合評価は「A評価」でした。当時は、助成限度額を月額1万円から5万円に引き上げたための増額となったもので、「本助成金は、認可保育所に入所できず、やむを得ずに高額な認可外保育施設等を利用せざるを得ない保護者に対し、認可保育所との利用料金の差額の一部を助成するものであり、待機児童が依然として多い現状から、認可保育所が整備されるまでの経過措置として当面必要な事業であると理解でき、助成限度額の引き上げもやむを得ないものと理解する。増額は、この助成限度額の引き上げに基づくものであり、妥当である。なお、常に申し上げている認可外保育施設における不慮の事故等の発生防止には万全を期していただきたい。」とのコメントをいただきました。

市内にある認可外保育施設については、年1回県の指導監査があり、市も立ち会い、施設が適切に運営されているかチェックをしており、これまでの指導監査では、どの施設もおおむね適切に運営がなされていることを確認しています。

担当課の見解として、本市は計画的に保育所の整備を進めているが、未就学児の人口増が著しいため、待機児童の解消には至っていません。

認可保育所へ入所できず、やむを得ず認可外保育所を利用せざるを得ない保護者には、高額な利用料を負担しなければならない現状に置かれるため、保護者の経済的な負担の軽減、福祉の向上の観点から、当該助成金は必要であると考えます。

補助金審査の判断基準について、公益性については、流山市が掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に適っています。当該助成金は、認可保育所に入れず、やむなく認可外保育施設等を利用した保護者に対し、その一部を助成するものであり、認可外保育施設の利用料は、正規の保育料と比較し高い傾向があるため、市民の福祉の向上に役立っています。

公平性として当該助成金は、市が保育の必要性を認めた児童の保護者に対してのものであることから、公平性があるものと考えます。

当該助成金は、待機児童となり、認可外保育施設を利用している間助成されるものですが、待機児童となるのは1・2歳児が中心で、本市では保育所の整備を計画的に進めているため、1年以上待機児童となる例はほぼないため、長期に渡り助成することはありません。

必要性として本市は、計画的に保育所の整備を進めているが、未就学児の人口増が著しいため、待機児童の解消には至っていません。

当該助成金は、認可保育所に入れず、やむなく認可外保育施設等を利用した保護者に対し、その一部を助成するものであり、世帯の経済状況によっては、高額な認可外保育施設の利用料により、利用をあきらめざるを得ないこともあることから、助成金は必要と考えます。

効果として当該助成金は、認可保育所に入れず、やむなく認可外保育施設等を利用した保護者に対し、その一部を助成するものであり、認可外保育施設の利用料は、正規の保育料と比較し高い傾向があるため、保護者の経済的負担の軽減となっています。

助成内容が、利用料の一部を助成するものであることから、ムダ使いになることはありません。

適切性として当該助成金は、市が保育の必要性を認め、やむなく待機児童になった児童の世帯に対して助成されるものであり、交付の際には、施設側の利用証明や領収書等で利用実績を確認しているため、適正に助成されています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(神田委員)

この補助金については保護者の所得制限はありますか。

(村山保育課長)

所得制限はございませんが、世帯の所得に応じて保育料が決まっております。

(山口会長)

保育料無償化に伴う関係性の説明をお願いします。

(村山保育課長)

保育料無償化に伴う認可外保育所を利用している方の費用軽減金額は最大3万7,000円/月になります。例えば認可外保育料が10万円だった場合、10万円

から費用軽減額3万7,000円を引いた6万3,000円が補助金対象額となり、その50%が実際の補助金額となる計算です。

(西村委員)

保育料無償化に伴い、認可外保育料の値上げは行われていませんでしたか。

(村山保育課長)

そういったことは無いように事前の周知を行っています。

(西村委員)

実行プランに記載されている、やむなく認可外保育施設を利用する、とありますが、やむなくとはどうやって判断するのですか。

(村山保育課長)

補助金の申請書に、過去の保育施設を希望した旨を記入してもらい、判断しています。その判断対象は、流山市の保育施設を希望した方としています。

(山口会長)

市内には、認可外保育所は何か所ありますか。

(村山保育課長)

今は、企業主導型を含めて14か所あります。

(山口会長)

事故等は発生していないのですか。監査は年1回行うのですか。

(村山保育課長)

事故等は発生しておりません。県が行う監査に同行しております。

(山口会長)

他になければ、以上で「認可外保育施設等保育料助成金」のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【保育課 退室】

(山口会長)

長時間のヒアリングお疲れさまでした。11月27日(水)に最後のヒアリングがごございます。以上で、第3回補助金等審議会を終了します。ありがとうございました。

閉 議 11時50分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝